

西郷村の望ましい教育環境のあり方に関する方針策定支援業務

仕様書

令和6年7月16日

1 業務名

西郷村の望ましい教育環境のあり方に関する方針策定支援業務

2 履行場所

西郷村 地内

3 履行期間

契約締結の日の翌日から 令和7年12月26日（金）まで

4 背景

本村の小中学校の児童生徒数は、ここ10年で100人程減少し、今後5年間でさらに200人程減少し、1,500人を下回る推計であり学校の小規模化が進んでいくことが懸念されている。また、建築から40年以上を経過している校舎が2校あり、建替え及び長寿命化対策が求められている。

村では、学校規模適正化配置検討委員会を設置し、村の学校規模適正化の協議・検討を行い、令和5年9月に同委員会から「西郷村立小・中学校における学校規模の適正化・適正配置にかかる提言」を受けた。この提言を様々な目線で検証し、将来の教育環境の望ましい姿を定めていく必要がある。

5 業務の目的

本業務は、少子化が進み児童生徒数が減少し、かつ校舎の老朽化の課題を抱えている中で、持続可能で子どもたちが夢を持てる西郷村に合った教育環境のあり方についての検討を、学校、保護者、児童生徒、地域とのワークショップ・意見交換を通じて行い、今後の施策立案等の基となるグランドデザインを作成することを目的とする。

6 業務内容

(1) 計画準備・諸条件調査・先進事例調査

本業務を進める上で必要となる条件、西郷村の教育環境等について調査を行う。

(2) 教職員・PTAワークショップ運営支援

7校区で1回ずつワークショップを実施する。

(4小学校、2中学校、1小中学校を想定)

(3) 基本構想（理念・方向性）のとりまとめ

望ましい学校環境のあり方に関する理念・方向性をまとめる

(4) 児童生徒を対象としたワークショップの運営支援

児童生徒を対象としたワークショップを8回実施する。

(5小学校、3中学校を想定)

(5) 地域懇談会の開催支援

基本構想についての地域懇談会、意見交換会を7校区で1回ずつ実施する。

(4小学校、2中学校、1小中学校を想定)

(6) グランドデザインの作成・とりまとめ

今後の村の施策立案に資するグランドデザインを作成する。

(7) 報告書作成

本業務の成果報告書を1部作成する。

6 提出書類及び納品等についての共通事項

(1) 成果品に係る著作権等

ア 受託者は、策定支援業務に係る成果品、資料等の所有権及び著作権は全て成果品の引渡し時に委託者に譲渡するものとする。

イ 受託者は、委託者の承諾を得ることなく成果品等の内容を公表してはならない。

ウ 受託者は、著作権法第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。

エ 受託者は、委託者に引き渡した成果品の全てについて第三者の有する著作権等を侵害するものではないことを保証するとともに、第三者の有する著作権等を侵害した場合は、その損害を補償し、必要な措置を講じなければならない。

オ 受託者は、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産を使用するときは、その使用に関する責任を負わなければならない。

カ 受託者は、契約期間満了後であっても、納入した成果物に遺漏等が発見された場合は、全て受託者の責任において速やかに訂正等を行うものとする。

(2) 電子納品

納品物等は、データをMicrosoft Office Word、Excel 及び Power Point形式で電子媒体に保存し、提出すること。また、製本可能な状態の体裁をPDF形式に整理・変換したファイルも合わせて提出すること。

(3) 電子媒体

CD-R 又は DVD-R